

議案第 4 4 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部改正について

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 2 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市川市一般職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 3 項を削る。

第 2 3 条を次のように改める。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 2 3 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる時間で除して得た額とする。

(1) 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じて得た額

(2) アに掲げる時間からイに掲げる時間を減じて得た時間

ア 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じて得た時間

イ 8 時間を超えない範囲内において規則で定める時間に当該年度の勤務時間条例第 5 条に規定する休日（その日が週休日であるときは、その日を除く。）の日数を乗じて得た時間

附則第 4 項を次のように改める。

(平成22年度及び平成23年度における特殊勤務手当の支給の特例)

4 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める特殊勤務手当を支給する。

(1) 勤務時間条例第2条の3の規定により土曜日又は日曜日に正規の勤務時間を割り振られた職員(規則で定める職員を除く。)で当該土曜日又は日曜日に勤務したもの 土曜日曜勤務手当

(2) 乗車定員が11人以上の乗用自動車の運転に従事した職員で規則で定めるもの 特定自動車運転手当

(3) 給食調理に従事した職員 給食調理手当

(4) 12月29日から同月31日まで及び1月1日から同月3日までの間に勤務した職員で規則で定めるもの 年末年始勤務手当

附則に次の1項を加える。

5 前項に規定する特殊勤務手当の額は、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の区分に応じ、平成22年度にあつては同表の中欄に、平成23年度にあつては同表の右欄に、それぞれ定めるとおりとする。

特殊勤務手当の区分	平成22年度	平成23年度
土曜日曜勤務手当	1日につき500円	1日につき300円
特定自動車運転手当	1日につき300円	1日につき150円
給食調理手当	1日につき200円	1日につき100円
年末年始勤務手当	1時間につき500円。 ただし、1日につき 4,000円を限度とす る。	1時間につき300円。 ただし、1日につき 2,400円を限度とす る。

別表第6社会福祉指導手当の項中「月」を「日」に、「3,700円」を「190円」に、「4,500円」を「230円」に改め、「職員」の次に「で規則で定めるもの」を加え、同表心身障害者訓練手当の項中「月」を「日」に、「4,500円」を「230円」に改め、同表介護手当の項を削り、同表医務手

当の項中「月」を「日」に、「140,000円」を「7,000円」に改め、同表施設勤務手当の項中「月」を「日」に、「2,000円」を「100円」に、「4,500円」を「230円」に改め、同表変則勤務手当の項、土曜日曜勤務手当の項、特定自動車運転手当の項及び給食調理手当の項を削り、同表守衛業務手当の項中「月」を「1勤務」に、「4,000円」を「200円以上400円以下で規則で定める額」に改め、「職員」の次に「で規則で定めるもの」を加え、同表ボイラー取扱手当の項を削り、同表飼育作業手当の項中「月」を「日」に、「4,000円」を「200円」に改め、同表消防特別救助隊員手当の項中「月」を「1勤務」に、「2,800円」を「260円」に改め、同表年未年始勤務手当の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

理 由

国及び近隣市の特殊勤務手当の支給状況等を考慮し特殊勤務手当の一部を見直すとともに、労働基準法を踏まえ勤務1時間当たりの給与額の算出方法を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。